

西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて

学 校 給 食 課

令和 元年 11 月 日
(2019 年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市学校給食費条例施行規則の作成について (依頼)

下記規則について作成して下さるよう依頼します。

記

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市学校給食費条例施行規則（平成24年西宮市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「小学校」の次に「、義務教育学校前期課程」を加え、同項第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校後期課程」を加える。

第5条第1項中「6月分及び7月分 8月18日」を「6月分 7月18日」に、「9月分」を「7月分及び9月分」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

義務教育学校の開校及び、効率的な給食管理運営を図るため、給食費の収納月を改定することにより、西宮市学校給食費条例施行規則の一部改正を行うため。

西宮市学校給食費条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1～3条省略</p> <p>(給食費の額)</p> <p>第4条 給食費の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食あたりの給食費の額に、1年度当たりの学校給食回数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 小学校及び特別支援学校小学部 250円</p> <p>(2) 中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部 297円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により、別表に掲げる区分の給食が実施されなかった場合にあつては、同項の規定により算定された額から、当該区分の給食に要する費用に相当する額に当該区分の給食が実施されなかった回数を乗じて得た額を控除した額を年額とする。</p> <p>3 1年度当たりの学校給食の回数は、1.87回を基準として、学校長が定める。</p> <p>(給食費の納付期限)</p> <p>第5条 条例第4条に規定する日は、次のとおりとする。ただし、当該日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。</p> <p>4月分及び5月分 6月18日</p> <p>6月分及び7月分 8月18日</p> <p>9月分 10月18日</p> <p>10月分及び11月分 12月18日</p> <p>12月分及び1月分 2月18日</p> <p>2月分及び3月分 4月4日</p> <p>第6～7条省略</p>	<p>第1～3条省略</p> <p>(給食費の額)</p> <p>第4条 給食費の年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食あたりの給食費の額に、1年度当たりの学校給食回数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 小学校、<u>義務教育学校前期課程</u>及び特別支援学校小学部、250円</p> <p>(2) 中学校、<u>義務教育学校後期課程並びに特別支援学校中学部及び高等部</u> 297円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により、別表に掲げる区分の給食が実施されなかった場合にあつては、同項の規定により算定された額から、当該区分の給食に要する費用に相当する額に当該区分の給食が実施されなかった回数を乗じて得た額を控除した額を年額とする。</p> <p>3 1年度当たりの学校給食の回数は、1.87回を基準として、学校長が定める。</p> <p>(給食費の納付期限)</p> <p>第5条 条例第4条に規定する日は、次のとおりとする。ただし、当該日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。</p> <p>4月分及び5月分 6月18日</p> <p><u>6月分 7月18日</u></p> <p><u>7月分及び9月分</u> 10月18日</p> <p>10月分及び11月分 12月18日</p> <p>12月分及び1月分 2月18日</p> <p>2月分及び3月分 4月4日</p> <p>第6～7条省略</p>